

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(大飯発電所第3, 4号機 設計及び工事計画(火災防護基準の改正に伴う基本設計方針等の変更))【47】」

2. 日時：令和4年7月22日(金) 14時30分～16時00分、

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室(一部TV会議システムを利用)

4. 出席者(※・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

奥企画調査官、鈴木主任安全審査官※、西内安全審査官、
大塚安全審査官※、畠山安全審査官※、岩野審査チーム員

原子力規制企画課 火災対策室

齋藤火災対策室長、田邊係長※、山下係長※

関西電力株式会社：

原子力事業本部 原子力保全担当部長、他7名(7名のうち、3名はTV
会議システムにより出席)

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

・資料-1 大飯発電所第3, 4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画
認可申請 コメント回答について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	原子力規制庁の岩野です。それでは大井発電所第 34 号機火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請についてのヒアリングを始めたいと思います。
0:00:12	それでは、
0:00:15	先日提出された資料 1-1 について、
0:00:20	順番にお伺いしたいと思いますまず資料 1 の 2 ページをお願いします。
0:00:29	このところで感知器の選定リストを作る際のその選定の考え方について前回確認をして、今回サトウ分布型の感知器と、
0:00:40	あと香典分離式の感知器を追加したってところが書かれてるんですけど、まずどういう考えで選定したのかっていうところの最終的な結論を説明していただければと思います。
0:00:54	どういう考えで、能勢メンバーリスト感知器の選定リストを作ったのかというところの最終的な考えをお願いします。
0:01:02	はい。関西電力吉澤でございます。
0:01:06	感知器の選定のときに、考慮した環境条件としましては、
0:01:16	企業の、
0:01:18	じゅ 25 ページをお願いします。
0:01:29	25 ページの一番下のほうにフローをつけておりますけども、ここが感知器のラインナップを決める時のフローになってございますけども、
0:01:40	上段の右側ですね、環境条件として、放射線の影響発火性または引火性の雰囲気形成の恐れ。
0:01:50	水素発生の可能性、封の影響、設備配置というものを考慮してございます。茶道分布型については、放射線
0:02:01	高い場所でも使用できるものということで、選定してます。もう一つの電分離式は、広範囲の空間監視に、
0:02:12	適しているというところで、
0:02:15	空間における設備の配置、そういうことを考慮して、選定しているということでございます。
0:02:24	はい。規制庁の今野です。承知しましたそれってこの環境上ここで挙げていただいた環境条件に、
0:02:33	あわせて感知器を選定した感知器か、けんけん同等品を選定したってということですけども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:42	今回その環境条件の中で設備配置っていうワードが新しく出てきてると思うんですね。これは何かどういう考えなのかっていうところと、あとこれに、
0:02:51	対応して選定した感知器はどのようなものなのかっていうところを説明していただいてもよろしいですか。
0:02:57	はい。関西電力吉澤でございます。同じ 25 ページですけども、先ほど申した広電分離式、
0:03:07	広範囲の空間監視に適用と、一番上の表で言うと、感知器の選定の考慮すべき環境条件の煙感知方式の部分。
0:03:18	ありますけども、この電分離型が一つ、設備配置を考慮して選定しているものになります。で、もう一つはですね、右側、
0:03:31	行って検出装置の部分のオキム熱
0:03:35	の感知方式のもの、光ファイバー式熱検出装置というものがございますけども、長距離ケーブルの監視に適用ということで、長距離のケーブルトレイが配置されているような、
0:03:49	そういった環境条件の場合に、これを選定しています。
0:03:57	設備配置を考慮しているものはこの二つということになります。
0:04:06	規制庁の今野です。光ファイバーのものについては、そのファイバーがふき幅じゃないケーブルが配置されているような、
0:04:16	場所っていうことで設備配置っていうのを使われたということで、理解はしたんですけど、もう 1 個の電分離式のものについてはどういう設備配置の
0:04:27	もののために、全部一式を選定するということになるんですけどもう一度説明をお願いしてもいいですか。関西電力吉田でございます。大空間の中で、
0:04:37	設備があまり設置されていないというか、障害とならないような、そういった廃棄になっている場合に、
0:04:47	電文認識、これ、長距離の関心適してますんで、そういったものが使えるというふうに考えてございます。
0:04:58	規制庁の今野です。承知しました。今の考えは補足説明資料なりにちょっとまとめていただいて、その設備配置っていうものがどういうものを合わせるのかというのが、わかるようにちょっと資料の先生の方をよろしくお願いします。
0:05:12	はい。関西電力ヨシザワで承知しました。
0:05:16	点について他に何か皆さんからありますか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:20	特段ありませんかね。はい、ありがとうございます。じゃあ、この
0:05:24	今の選定のところについては、
0:05:29	今ので確認ができたと思います。
0:05:33	そうっす。
0:05:34	で、すみません、一応その次のページの3ページ目のところの、
0:05:43	いや、
0:05:44	この今野線、何て言うんすかね、設備、環境条件を踏まえてっていうところだけ、
0:05:58	あ、わかりました。じゃあ、今ちょっと合わせて、
0:06:02	すみません私規制庁の今西カマタしました。
0:06:05	あと前回のヒアリングの際に、議論になっていた設置高さについてどこでど、設置の方で見る汗取付面高さについて、
0:06:17	設置の方で見るのか選定の方で見るのかどこで見るのかっていうところは、最終的にどうなったかというところを説明していただいていたいただいてもよろしいですか。はい。関西電力吉田でございます。取付面高さについては、設置側で考慮すると。
0:06:30	ということで、選定側では考慮に入れておりません。
0:06:46	すみません規制庁西内ですけど、とりあえず結果はわかりました。であれですかね一応念のための確認ですけど、設置高さを理由に選定した感知器はないっていうことでよかったんですね。
0:06:59	はい、関西電力吉澤でございますその通りでございます。
0:07:04	規制庁西内です了解しました。
0:07:07	ちょっと今後で結構なんですけど、よければ選定したときに、どの条件を考慮してこれを選定したんだみたいなことが、
0:07:17	一対一対応じゃなくてもいいと思うんですけど、ちょっとその関係がわかるように整理しておいていただければなと思うんですけど可能ですか。
0:07:25	はい。関西電力吉田でございます。マトリックスの形で整理させていただきます。
0:07:34	はい。規制庁西内です整理の形は特にこだわりはありませんので、ちょっと選定のときのものと条件がちゃんとわかるようにしていればいいかなということちょっと設置高さの部分どうなんだっけっていうのがちょっと
0:07:46	前回話もちょっとあったので、最終的な結果がちょっとわかるようになってればいいかなという思いからですよろしく申し上げます。
0:07:54	はい。関西電力吉澤でございます承知しました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:58	あ、すみません監査委員の棚橋です。今のお話は、先ほどありました25ページの、
0:08:05	下側のラインナップのところでは、環境条件として、バックリ大きく三つにしかわかれてないので、それを具体的にどの条件を、
0:08:16	加味したかというのを、マトリクスにした方がいいという、した方がわかりやすいのではないかというお話だと受け取ってよろしいでしょうか。
0:08:29	規制庁西内です。そうですね例えばですけど、
0:08:36	どう、
0:08:37	そうですね三つだけのブロックになっていって、環境条件単位ではないんですね必ずしもこれは、
0:08:47	中でこの確かに
0:08:49	それぞれがどういうものを考慮して選定されたのかっていうことがわかればいいってそういうイメージでは大丈夫だと思います。
0:08:56	監査委員の棚橋です。承知しました。
0:09:02	すいません規制庁のようです。今の三つのブロックって言われてたのは、資料の25ページのところで、
0:09:09	環境上考慮すべき環境条件があるかでNで行ったブロックと、その次のところに行ったときの、
0:09:17	選定する感知器が検定品角感知器かどうかがってというのはイトウNって分かれるというこの三つのブロックって理解でよろしいですか。はいそうです。
0:09:29	もうちょっと言うならば、監査委員の棚橋でございます。もうちょっと言うならば、上のこのフローのですね、一番右の上の、
0:09:40	環境条件として書かれた内容について整理をし、
0:09:45	しなさいというふうに受け取り、受け取りましたがちょっと三つ私適切じゃなかったかもしれません。
0:09:53	環境条件って書いてあるのは放射線の影響というところの設備配置ってところまで四つか五つ、四つぐらい分かれてると思うんですけど。
0:10:02	この放射線の影響に関しては、
0:10:05	これを選定しました。
0:10:07	二つ目についてはこれを選定しますみたいなものが出てくるようなイメージでよろしいですかはいちょっとあの表のイメージまでまだできてませんが、それぞれがわかるようにしたいと思います。はい、承知しました。ありがとうございます。ではよろしくお願いいたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:21	藤すいません。資料を戻っていただいて、3 ページ目のところで燃料貯蔵短ガーツと燃料いう貯蔵タンクのところですけど、
0:10:32	ここについては考え方の変更があったってことですかね最終的にはその煙感知器を設置されるってことで、
0:10:41	よろしいですかね何か追加で、資料以上で何か補足することってありますか。
0:10:49	関西電力吉田でございます。前回のヒアリングでは、タンクについて熱感知方式と炎感知方式ということで説明しておりましたけども、
0:11:01	社内で議論しまして、炎感知方式を煙感知方式に変更するというところで、方針を変更しております。
0:11:13	はい。規制庁の岩野です。承知しました。
0:11:16	それではすいません 26 ページのフローのところで、
0:11:21	多分これが修正漏れだとは思んですけど、
0:11:26	消防法施行規則の対象外の場所かっていうところでワインに行ったところの、一つ目のポツの 2 行目のところはこれまだこの間の検出装置になってるので、ここについては適宜、適正化法お願いします。
0:11:39	あとそれ、
0:11:42	はい、関西電力吉澤でございますおっしゃる通りこれ誤記になりますんで、修正いたします。
0:11:50	はい。規制庁の岩野ですよろしくお願いします。
0:11:53	そしたら、えっとですね、基本設計方針の
0:11:59	本文のところに、
0:12:04	で、本文のところの資料でいうとこの 11 ページのところですね。
0:12:10	これ、ここについてまず順番に、上から順番に確認をしたいんですけども、
0:12:18	そうですね、すみません、資料でいうと 12 ページのところですね。
0:12:26	まず、一番資料 12 ページの、トーセ、
0:12:31	選定の両括弧Aの項目の一番最後のパラグラフのところ、
0:12:38	の組み合わせのところのパラグラフですけど、
0:12:40	衛藤。
0:12:42	前回の資料だと、選定すると、組み合わせを決める時にはアナログ式を優先して選定するっていう、
0:12:49	考え方。
0:12:50	ですけど、そのアナログ式を優先して選定するっていうのは、今のこの

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:54	組み合わせの параグラフの中のどこに引っかかって読むような感じになるんですかね。
0:13:01	はい。関西電力吉澤でございます。アナログ式の感知器については誤作動の防止の方策の一つとして、基準の方にありまして、
0:13:13	誤作動の防止の設計方針、11 ページの一番下の、
0:13:19	部分。
0:13:20	の文章ですけども、
0:13:22	アナログ式の感知器は誤作動を防止するため云々というところで、記載させていただいております。この 12 ページの火災感知器の組み合わせの部分で、
0:13:37	明確にアナログ式を優先するということは、記載してございませんけども、フローの方では、
0:13:47	先ほどの、
0:13:49	25 ページですね、25 ページの穴真ん中の大きなブロックですけども、ここで優先順位として、一番は感知器を検出装置より優先する。
0:14:03	②として、誤作動防止の観点から、アナログ式の感知器を優先するというふうに記載させていただいております。ちょっと基本設計方針には、
0:14:13	ここまで詳細は記載していないというのが現状でございます。
0:14:21	あ、すいません規制庁の依田です。
0:14:23	ちょっと私の考えが間違っていたら規制庁の方からもちょっとご指摘いただきたいんですけど、何か
0:14:30	基本設計方針に書いて、全く書いてないことが、添付資料の中にきてぽんと新しく出てくるっていうのはおかしいと思うんですよね。何かしらその引っかかる文言があってこのす。
0:14:41	基本設計方針に書いてあるこの文言の詳細な説明が、添付資料に見に行ったときに、初めてこれはアナログ式のことを指してたんだなっていうことがわかるような、そういう構成になれば、理解はできるんですけど何かいきなりポンと出てくのはちょっと不自然かなと思うんですけど。
0:14:56	そこら辺については、まず関西電力の方から何か説明ありますか。関西電力棚橋です。ちょっと吉田の説明がちょっと不十分じゃなかったかなと思うんですけども。
0:15:09	我々書いてないというわけではなくてですね、この誤作動防止のところに、
0:15:15	入れましたっていうのが我々の趣旨です。で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:18	あえて組み合わせのところには、同じことに書かないという、
0:15:22	形で、
0:15:24	最初、考えたわけです。
0:15:28	それが不十分という話であれば全然最後のところに入れるのは、やぶさかではございません。
0:15:37	送致しました。一応、フローと必ずしも一対一対応させなきゃいけないとは思っていけないわけではないとは思ってるんですけど、フローを見たときに、誤動作の防止っていうところと組み合わせっていうところが、
0:15:50	分かれていて、基本設計方針見に行った時に、組み合わせのところには含まれていないっていうのは、何かちょっと不自然な感じがするのかなと思っているので、何かしら、
0:16:01	読めるようなワードが入っていた方がいいかなと、私としては考えています。
0:16:06	はい。関西電力吉澤でございます。12 ページの組み合わせの部分に、アナログ式を優先するというを追加する方向で検討いたします。
0:16:18	はい。規制庁の岩根です。承知しました。
0:16:21	それから、次、次の話は文言上のスズキで差配ですか。
0:16:28	お願いします。
0:16:30	今
0:16:31	ところなんですけど、
0:16:33	11 ページの一番下のところろの産業で、
0:16:39	4 で、
0:16:41	いう話だけど、今の方から、
0:16:45	そこは見えないですよねって言って多分、これ単なる書き方の問題だけだと思ってるんですけど。
0:16:52	その 11 ページの下が 6 行目から、
0:16:57	誤作動防止するための説明があって、
0:17:02	11 ページの最後の三行は、アナログ式の感知器はって主語になっちゃってるからそう読めるんであってでも、関西電力はここで言いたいのは、まず誤作動をするために、
0:17:14	平常時の状況を監視、
0:17:17	できるようなアナログ式の感知器、
0:17:21	ノースを用いるっていうような、そういうことを言いたいですよね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:29	はい。関西電力吉田でございます。ここで言いたかったことはスズキ様の今おっしゃったことでございます。
0:17:38	その他に主語をそこに、アナログ式感知器は、にしてきちゃうので、
0:17:44	目的とやりたいことが何か、
0:17:47	やってることが
0:17:50	違う文章になっちゃってる。
0:17:52	だけな気がするんですけど。
0:17:54	単純に、原則として誤作動防止するために、これこれができるようなアナログ式の感知器、
0:18:02	Eを用いる設計とする。
0:18:05	で、ただそうじゃない感知器についてはこういう誤作動防止を図りますよって。
0:18:11	というのが12ページに書いてあるという流れだという、そういう理解でいいですか。
0:18:21	はい。関西電力吉沢でございます。11ページのアナログ式の感知器はという主語の部分については、誤作動の方、
0:18:31	誤作動を防止するため、アナログ式の感知器を用いる設計というふうに、こちらも認識してますんで、その辺りちょっと文章的に、
0:18:43	おかしな部分は修正させていただきます。
0:18:47	そのあとのね。はい。
0:18:49	そうすると、13ページの、
0:18:53	ところにもアナログ式の煙とか檜木の熱っていうのが主語になってる文章があるんですけど、それとの繋がりは何なんですか。
0:19:06	はい。
0:19:07	関西電力吉沢でございます。11ページの部分は、誤作動防止のためアナログ式の感知器使えますと。
0:19:17	いうところを言ってまして12ページの、アナログ式の煙感知器アナログ式でない軽微感知器とか書いてある部分は、煙感知方式については、
0:19:30	ジーンアイ及び水蒸気の影響を受けない場所に設置するという部分の誤作動の防止設計を記載してます。
0:19:40	で、そのあと熱感知方式、炎感知方式の順番で、誤作動の防止のために考慮すべき事項をそれぞれ記載していると。
0:19:50	いう構成に今しております。そうそうそう規制庁すぎそうすると11ページの一番下のところは、
0:19:59	原則的な話がまず

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:02	書いてあって、12 ページの方で書いてある誤作動防止のお話っていうのは、括弧の、各、各それぞれの
0:20:13	幹事喜納李元装置の
0:20:16	特性に対して、さらに配慮すべきことがありますよってことが書いてあるってことですね。
0:20:24	はい。関西電力吉澤でございますその通りでございます。はい。
0:20:28	意味は理解しました。
0:20:32	何かしら修正しようとされるのであれば、私が今聞いたような、
0:20:37	内容がわかるように、記載されればいいのかっていうふうには思いましたけれども、本町は大丈夫ですか。
0:20:49	規制庁の今野です。
0:20:51	鈴木さんの今の話からすると、
0:20:56	アナログ式の話は、組み合わせの一番最後のパラグラフのところには結局入ってこずに、
0:21:03	上の、11 ページの一番最後のパラグラフあたりからのところで全部、その後送達誤動作合成のところが入ってくるってそういうことになるんですかね。
0:21:16	今野さんそれは誰に聞いてます。今鈴木さんです。
0:21:20	いや私は聞きたかったのは 11 ページに書いてある最後の巢産業の誤動作防止の話と、12 ページに書いてある誤動作防止の話は、どういう関係にありますかってことを、
0:21:33	関西電力に聞いて、それは原則として、ナロー式で、状況を監視しているっていうのが誤動作防止のまず基本で、
0:21:43	それ以外にさらに何かしら感知器の感知方式に対して、誤動作防止を図る設計が必要なものについては 11 ページに書いてありますっていうことを気お聞きしました。
0:21:57	すいません規制でそういうことを言いたいということであればそういうようなことがわかるように書かれたらどうですかねっていう話を、本庁側はそれでいいですかってお聞きしました。
0:22:08	すいません規制庁のようなやつじゃ、今の誤動作防止の観点だけの話をされてたっていうふうに理解したらいいですかその 1 個前の組み合わせの話とは別な話だと思っていいですか。
0:22:19	ゴトウと申し訳ですとサポートするだけってことですね。
0:22:23	関連としましても、11 ページの下の方修正した上で、組み合わせのところに学ぶ優先と規定というふうに書きたいと。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:33	規制庁のイワノヤス装置ました。
0:22:38	スズキから以上です。
0:22:40	規制庁西内ですけど、ちょっと、まず、関西電力がやろうとしてることを確認したいんですけど。衛藤。
0:22:47	まず今の話を聞くと、合同
0:22:50	を作動ほど、誤作動を作動の防止の方策を検討する段階でまず優先順があるわけですよ。
0:22:58	原則アナログ式で、
0:23:00	それができない場合にはそれ以外の方策っていうその優先順位がまずその段階であるわけですよ。これ組み合わせの段階でもその優先順がある。そのまま引き継ぐだけですよ。考え方としては、
0:23:12	てことですよ。
0:23:14	はい。関西電力大森ですおっしゃる通りです。
0:23:19	規制庁西内ですわかりました。
0:23:25	その上で、組み合わせのや、フロー。
0:23:29	も見ればわかりますし、
0:23:32	基本設計方針も
0:23:34	その流れ的に読んでいけば、明確なかなっていう気もするので、
0:23:39	あれですよ例えばですけど、例えばですよ。
0:23:43	誤作動の時に優先している考え方と組み合わせの時優先してる考え方が何か違うのであればそれは別に確立ありますよねっていう気はわかるんですけど。
0:23:54	果たして両方で書くことが、
0:23:58	わかりやすさに繋がるのかっていう、言われた時にちょっと疑問がちょっと今粟田安保カワマタ松江北井ですけどちょっと疑問が生まれたところです。
0:24:09	一度関西の方で、今やりたいことをどう表現するかというところで検討はいただいて、個人的には別にアナログ式の方でまず、さっき鈴木が言ったように、まずアナログ式のところでの優先順の考え方というのが明確にさえなっていれば、
0:24:22	ごく自然と組み合わせを組み合わせていこうっていうことがわかる気もするので、あそこの採用は最後関西電力の方で、まずしっかり書いたものが、最後文章になったときにどうかっていうのをもう一度確認する形でいいのかなとちょっと感じました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:37	承知いたしました関西の方でもう1回ちょっと文章を修正した上で、ちょっと
0:24:43	12ページの下の組み合わせの方に書くかどうかちょっと検討したいと思います。
0:24:49	はい。規制庁の岩野です。承知しました。
0:24:55	あ、あともう1個だけ規制庁ニシウチですけど、
0:24:59	ちょっと改めて火災防護審査基準を読むと、
0:25:02	火災防護審査基準上だと、①のところで、組合選定して、異なる主管部長式のをそれぞれ設置することでまたその設置にあたっては、誤作動を防止するための方策を講ずることっていう流れになってるんですよね。
0:25:18	で、今の関西電力のフローとこの基本設計方針の構成見ると、その組み合わせで設置っていう部分と誤作動の防止の話が若干入れ子になっている気もするんですけどそれはいいとしてそうしているっていう理解でいいんですかね。
0:25:33	はい。関西電力吉澤でございます。火災感知器を選定して、組み合わせ、
0:25:41	設置するという後に誤作動の防止が来た場合に、実際に現場に設置する感知キーを選択した形で、誤作動の防止を、
0:25:52	記載することになるということで、まず選定をしたものを、それぞれに対して、もれなく誤作動防止の考え方を記載した上で、
0:26:06	最終的に組み合わせを検討と考えると、そういう流れで今、記載してございます。
0:26:20	規制庁西内です了解しました。
0:26:23	了解しました。ありがとうございますまだ関西電力の方で、検討いただいたものをまた改めて文書を確認させていただきたいと思います。
0:26:37	葛西津野サイトウです。12ページ一番最後の感知器の組み合わせについては書いてある、ちょっと細かいことをお伺いするんですけど、
0:26:46	括弧の中に入っている補足の説明なんですけどね
0:26:52	急激な温度の変化についてはこれ熱ですよと煙の濃度の上昇もこのまさしく煙ですよ。で、堰外線量の上昇というのはこれは、
0:27:02	フォローだと思うんですけどもあの年度ためお伺いしますけどもあの選択されてるやつ紫外線使ってるやつないんですよね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:10	いや、要はそこら辺で基本ここに書いてある基本設計方針と実際やることが違ってると困るので、括弧の中のところであともう1ヶ所ですね。
0:27:21	その次の環境条件のところ放射線の影響ははい、わかりました。ですけど発火せまたは引火性雰囲気形成のおそれって書いてあるんですけども、
0:27:31	発火性の雰囲気形成のソレって、
0:27:35	何か、
0:27:37	今までの議論の中とか今まで議論してないんだけど
0:27:41	やる上で何か、
0:27:43	控除されてるんでしたっけ。いや要はこれって、私の理解ですと可燃性蒸気、要は危険物IIや燃料等から上がってくるですね可燃性蒸気の、
0:27:54	花Cだと思うんですね。
0:27:57	だからその時は化成のものなんか使っててそれで何かするしてるのかどうかってことだけここは大きく見てるんでって話であればいいんですけどまあさ、最初の方は赤外線。
0:28:07	紫外線使ったら赤外線だけじゃないよねって話になるんでちょっとそこは確認なんですけども合わせて、文章修正されるんであればその括弧の中の網羅関係のところをですね、あわせてちょっと確認しただけであればと思いますよろしくお願ひします。よろしいでしょうか。
0:28:23	はい。関西電力吉澤でございました。赤外線都市会社については赤外線のもののみを採用しております。
0:28:33	あと発火性引火性の話はおっしゃる通り可燃性ガスの雰囲気というか、そういった環境を考慮した記載になってございます。
0:28:46	はい。赤外線の炎感知器の部分で赤外線だ、オンリーだということについては、理解しました。あと、
0:28:55	あと可燃性蒸気の関係のところについては用語的に対用語については
0:29:04	わかるようにし、
0:29:06	適宜修正いただければと思いますよろしくお願ひします。
0:29:11	はい、関西電力吉田でございます承知しました。
0:29:18	規制庁の今野です。すいません。ちょっと1個前の話に戻って恐縮なんですけど、
0:29:24	できるだけアナログ式を採用しますって選定しますっていうところは、資料の11ページのところの一番最後のパラグラフのところに、
0:29:34	で説明したかった。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:36	けど、今は書き切れていないので修正しますってそういう説明でしたっけ。違います。私は理解間違ってますか。
0:29:44	今何かこの最後のパラグラフからするとそのアナログ式を優先して選定するっていうところなんか読み取れないように思うんですけど、どうですかね。
0:29:59	はい。関西電力吉澤でございます。修文をどうするかというところで変わってくるかと思ってるんですけど、11 ページの修正のときに、その誤作動の防止のために、
0:30:13	アナログ式の感知器をアナログ式でない感知器より優先するということまで、記載をすればですね、組み合わせの部分では記載は要らないと。
0:30:24	いうふうに思ってます、ちょっとどう、どういうふうに、機械うん。
0:30:29	するのが、現状の設計フロー、これと合致するかというところ、ちょっとよく見さしてもらってますね。
0:30:39	修文の仕方は考えたいと思ってます。
0:30:44	はい。規制庁の岩根承知しました。それでは、
0:30:47	すみません検討の方をよろしくお願いします。それから、すみません桃井。
0:30:56	すみませんちょっと続けて申し訳ないんですけど、今の誤作動の話で、
0:31:00	やっぱりあれなんですよねさっき、関西電力やりたいことをまず私から確認させていただいたんですけど、
0:31:07	改めてそれを踏まえて基本設計方針読むと、まず 11 ページの最後にそのやりたいことが反映できてないよねっていうのはあると思うんですけど、12 ページの、この組み合わせについてはっていうパラのところ
0:31:20	ここで、上記で選定した感知器及び検出装置からって始まるんですよ。そうすると、誤作動の防止っていうのが中度どう位置付けられるかがちょっとよくわかりづらいなと思って。
0:31:32	結局や、フローの説明でも聞いていましたしさっきの口頭で確認した内容踏まえても、まず上記で 1000 円型式選定します、発電所内で使うものを選定します。
0:31:43	今まで選定します。その上でそれらについて誤作動防止するような方策を検討します。そこに基本的には、基本的にはアナログ式ですっていう考え方がそこに入ります。
0:31:54	これらを分これらの考え方から、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:57	これらを踏まえて、最終的に種類を組み合わせますっていう流れであれば、自然と 11 ページのところに書けば、その考え方が組み合わせのときにも考慮されるんだろうなっていうのは明確になると思うんですね。
0:32:10	だから、何かちょっと気になったのはまず 11 ページでやりたいことを書いてないよねっていう話に加えて、この組み合わせについてのパラで上記で選定したっていう部分繋がる繋がり、
0:32:20	そこの問題なのかなっていう気もちょっとしたんですけど、そこら辺も含めて、まず関西電力としてやりたいことをまず表現してもらった上で確認ができればなと思っています。
0:32:30	はい。関西電力吉田でございます。承知しました。ちょっと誤作動の防止の設計を記載した後に、選定したと。
0:32:40	いうところだけを記載すると誤作動の防止の設計はどこにどう反映されてるかというところが不明確になりますんで、ちょっとその辺り全体の流れ、
0:32:51	が明確になるように、文章を修正したいと思います。
0:33:00	規制庁のようなSs承知しました。この点について規制庁側から何かあればお願いします。
0:33:07	他になければ次の項目に移ります。
0:33:11	すいませんこれ文言だけの修正なんですけど 12 ページの先ほどの組み合わせのパラグラフのところの、
0:33:18	下から 2 行目のところで、固有の信号を発する異なる感知方式の火災感知器を選定する設計とするってあるんですけど、これ感知器だけが書かれていて、
0:33:29	品質装置も含めて書かれているようなちょっと文言上読めないんですね。で、前回その基本設計火災防護審査基準の文言を、に合わせて、
0:33:40	書いてくださいねって言ったところで、
0:33:43	火災防護審査基準の①のところには何て書いてあるかという異なる種類の異なる火災感知方式の火災感知器等って書いてあって、検出装置も、読めるように同等品も読めるようになってるので、この辺でも、
0:33:57	含めて、基本設計方針のところの修正をお願いします。
0:34:02	についてはよろしいですかね。
0:34:05	ここままで、選定特Aと誤動作防止組み合わせのパラグラフについて、
0:34:12	確認してきましたけど、
0:34:14	まず、両括弧エのパラグラフについて他に何かあれば、
0:34:18	お願いします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:20	なければ、両括弧Bの方に行きますね。
0:34:24	等量括弧Bの設置の方法のところですけども、
0:34:29	末、おっきなところで確認をしたのがですね。
0:34:37	そうですねまず一番大きなところで確認をしたいのが、ちょっとやっぱり前回位でうまくコミュニケーションがしきれてなかったような気がしているところがあってそれは
0:34:48	にてか、イロハニって書いてあるところの、消防法施行規則に関するところと、あとそれ以外の被ばくのところの話が、
0:35:01	書き分けられてはいるんですけどその順番ですよとまず、消防法施行規則通り、消防法施行規則にある条件の中で考慮をして、
0:35:12	それはその感知器の設計 11 条の中で、
0:35:16	閉じている話でまず話をしますと、11 条の中で閉じられ、では、11 条の中では大丈夫だけれども、被ばくの放射線防護の観点で行ったときに、
0:35:29	できなくなるっていう、その被ばくの考えがあって、それは障防法の条件とまた別なので、まずは障防法を見た上でその次に、
0:35:39	被ばくの話をするんですよっていうその順番って言うんすかね段差っていうところが、
0:35:45	またちょっと書き、
0:35:46	切れていなくてちょっと前回こちらも言っていたつもりではあったんですけどちょっとつつ、クズニシが取れてなかったところがあるので、ちょっとこの点についてはその順番になるように、
0:35:58	書き分けられた方が良いのかなと考えてます。いかがですか。
0:36:04	はい。関西電力吉澤でございます。
0:36:07	今 12 ページの一番下ただし書きの部分で、まとめて記載した後、そのあと 24 ページ、13 ページから 14 ページにかけて、
0:36:18	色が 2 歩というふうに並べておりますけども、まずは消防法施行規則の条件に合致するのかわからないのかというところからに
0:36:31	上げた後にですね、合致していた場合でもこういった被ばくの条件で設置できないというところ。
0:36:40	もう、文章も含めてですねちょっと分けて記載させていただきたいと思います。
0:36:48	すいません規制庁の岩野です順番についていうところですね。
0:36:54	そういう感じでちょっと段差をつけるようなイメージをこちらとしては持っていたので、すいませんが対応の方、よろしく願います。フローの方でも、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:04	点線をつけて、明確に分かれていますので、その辺のところの考えの反映をお願いします。
0:37:12	と。
0:37:13	この点についてはすみません鈴木さんから何かありますか。
0:37:17	規制庁鈴木です。
0:37:20	分けて過去ないんですけど今、
0:37:24	12 ページの下のただし書きのところに書いてある内容がまずそもそも、
0:37:30	アンカー。
0:37:32	違うんじゃないのかなって気がしています。
0:37:36	から 2 については、ここに書いてある通りだと思うんですけど、方については、
0:37:42	火災感知器を消防施行規則通りに設置することが適切ではないことからではないですよ。
0:37:51	から 2、原則+から 2 の、
0:37:55	ように設置すると、というような、
0:38:02	時において、設置、
0:38:06	点検、
0:38:09	維持管理なのか。
0:38:11	をするとき、作業員の被ばくが問題となる場合にはってことなんですよ。
0:38:18	だからそこら辺で、
0:38:23	火災感知旧消防法施行規則通りに設置することが適切ではないとかそういう、
0:38:30	理由じゃないと思うんですけど。
0:38:38	そこいかがですかね。
0:38:40	関西電力吉澤でございます。おっしゃる通り比婆くうの話になると消防法施行規則関係のない、
0:38:50	いい話なので、消防法施行規則に紐付けて、記載している部分は、適切ではなかったというふうにとめました。
0:39:01	今のからには、消防法施行規則の条件で、そのあとに、また別の視点で、設置、或いは保守点検時の
0:39:13	作業員の被ばくの観点で、適切ではない場所というところで、記載を切り分けたいと思います。
0:39:23	はい。規制庁鈴木です。そう書いてあれば、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:27	方は別だよねとかって言うか言わないかは、何かあんまり関係ない気もしますけど読んだ時に素直に呼べるように、
0:39:38	先ほど岩野が言ったような書き方にした方が素直に読める気は。
0:39:43	しますねその辺の構成はお任せしますので、
0:39:47	とりあえず今ここに書いてある、
0:39:51	今修正すべきであって、関西電力から言われたところについては検討をお願いします。私からは以上です。
0:40:00	はい。関西電力吉澤でございます承知しました。
0:40:07	規制庁のようなです。続きまして 13 ページのところの、
0:40:12	ここで設計目標が書いてあるところのパラグラフについてなんですけど、これは今、これまでの整理が何ら変わるわけではないんですけど、その最後それを整理するにあたって、
0:40:24	ちょっと整理をしておいた方がいいかなってところがですね、今回、丸井千穂設計目標①と②どちらも、十分な保安水準で対応すると思うんですけど、十分な保安水準は、
0:40:35	技術基準規則の本則に照らして十分な保安水準を見ていて、
0:40:40	DBの安全、安全性であるとかSAの機能を損なわないというところは、どちらも保安水準なのでどちらにもかかってくる文言だと思うんですね。
0:40:51	二つ目が、後付で出てきてきたのでこっちにだけそのDBの安全性とか、SAの
0:40:58	機能が損なわれないというところが、その②の方にだけかかってきて入ってきてしまっているんで、多分本来これ①についても同じように入ってこなきゃ。
0:41:09	いけないものなのかなと認識しています。この、まずこの点について関西電力はいかがですか。
0:41:17	はい。関西電力吉田でございます。もともと消防法施行規則通りに設置すれば漏れなく確実にというところが達成できるという前提があって、
0:41:29	その通りできない部分で、今設計目標①②、設定してますけども、どちらも漏れなく確実にということは、達成すべき。
0:41:42	目標であるというふうに、
0:41:45	考えてます。
0:41:47	すいません規制庁。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:48	ちょっと私のイメージだと、もれなく確実にっていうことではなくって技術基準規則に照らしてどうかっていうところは、あくまでDB施設の安全性であったり、
0:41:59	SAの機能が損なわれないっていうところ。
0:42:02	どちらにもかかってきているイメージで、漏れなく確実にあくまで②の範囲なのかなと思ってるんですけど。
0:42:10	違います認識違いますかね。
0:42:16	関西電力話です今おっしゃってたのは、この中、13 ページの設計目標 1 と書かれた後の、
0:42:25	文章で、これが困難な場合は、設計基準対象施設の安全性及び、
0:42:30	衛生対象施設の重大事故等に対処するために必要な機能があると書かれている。
0:42:36	ところが、設計目標 2 だけではなくて 1 にもかかるんじゃないかということをおっしゃってるってことですね。はい。規制庁の今野です。おっしゃる通りです。
0:42:48	多分ですねこれそもそも
0:42:51	消防法施行基準通りに施行しているっていうのが今、私が読み上げたところ、
0:42:59	に該当する、しているというふうにちょっと思って。
0:43:02	たんじゃないんですかね。
0:43:07	はい。関西電力遊佐です。火災区域火災区画に消防法施行規則通りに設置すれば、これが
0:43:18	達成できるというところで、①には消防法施行規則通りに設置した場合と同等水準というところで、それが読めるのかなというふうに、
0:43:30	思っていましたけども、追記が必要であれば、追記も考えたいと思います。
0:43:40	監査委員の棚橋です。読めるようにちょっと修正したいと思います。はい。
0:43:46	数ちょっと先に、イイツカすみません私の認識は何か
0:43:51	考えを変えたわけではなくてその消防法施行規則通り、火災防護実績通りのと同じ性能ができてれば、技術基準規則の本則に照らして十分だよなっていうところは、それは共通認識だと思っていて私もそう考えてます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:04	ただ、その文章として見たときに、片方だけにかかっているのは、ちょっとおかしいんじゃないかなっていうその、何ていうんすかね文章構成のところだけで問題意識を持って、
0:44:18	すいません規制庁ニシウチですけどこれは規制庁側からも何か補足とかがあればお願いしたいんですけど。
0:44:26	ちょっと私のイメージだと、例えばですよ例えば同じ資料の
0:44:33	火災って割と十分な保安水準を適用している条文だと理解をしていて、特にCV内とか、中央制御室内とかは、
0:44:44	保安水準のオンパレードだと思っているんですけど、
0:44:46	例えば、同じように保安水準を適用しているものを見たときにですね。
0:44:51	21 ページとかですかね。
0:45:01	CV内の火災の影響軽減のための方策が括弧して書かれてると思うんですけど、
0:45:07	ここの記載ぶりを見たときにも、あえてというか、DBとSAの安全性を損なわないよっていうこと、別に書いてないですよ。
0:45:17	で、DBSAの安全性を損なわないように、発生防止から感知消火影響軽減すべての方策を講じるものなので、言うなればその概念って、
0:45:27	今回の資料でいうと一番冒頭の
0:45:31	6 ページとかの一番最初の本当に冒頭でうたっているべき、うたっている話なので、
0:45:38	各個別の方策のところでは何か言及する必要があるのかなあというのをちょっと思ったんですけど。
0:45:45	そういう意味でさっき今野が言った、まず設計課ハンチの今回の設計目標の①の前に両方にまずかかるエッセンスだねってことは僕も同じ思いなんですけど、それを果たしてその感知器の中でそもそも書くべき話なのかと。
0:45:59	というのがこの基本設計方針の構成踏まえてどうどう読むんだらうなってというのがちょっと疑問に思ったんです。
0:46:04	で、ちょっと1個持ってたのは、感知器の設計目標の中で、DBSAの安全性を損なわないよって書くと、感知だけでDBSAの安全性を損なわないみたいなのうにふうに読めてしまうんですよ。
0:46:18	そういうちょっとミスリードを起こすくらいであれば、この基本設計方針の構成を踏まえれば、ここの前段でうたっている趣旨に照らしてってうので読めるんじゃないかと。
0:46:28	ちょっと考えたんですけど、いかがでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:39	関西電力棚橋です。ちょっと全体、もう1回見させていただいて、取るっていうのも一つの手段かなと思いましたので、
0:46:49	考えさせていただきたいと思います。
0:46:52	規制庁西内です。もちろん今回の感知キーの説明を、
0:46:57	審査会合とか、補足説明資料とかでもいただいていると思いますが、そのときには、別にあまり違和感はないんですね。ただ基本設計方針の全体の枠に当てはめたときに、
0:47:08	果たして他の保安水準書いてるところも同じことやってるはずなのに、なぜここだけ明確に書かれなきゃいけないのかっていうところがすごい疑問というか何か若干の違和感を感じたところなので、
0:47:19	ちょっと全体の枠組みを意識した上でちょっと先ほどのやりとりした内容はちょっと検討いただければいいのではと感じました。私からは以上です。
0:47:35	はい。関西電力吉田でございます承知しました記載について検討させていただきます。
0:47:41	はい。規制庁の山名です。この点について他に何もなければ次の項目に移りたいと。
0:47:53	溶かさ室長の齋藤です。ちょっと用語の使い方についてちょっと確認をしたいんですけども、
0:47:59	12ページ、Bの一番最初のところ2、感知器上から3行目に感知器については消防法施行規則23条4項以降以下消防法施行規則というふう、
0:48:14	書いてあるんですけど、これってどこの、どこまで消防法施行規則を23条4項で読むことになってますか。
0:48:22	はい。関西電力吉田でございます。これについては以下消火設備とか、言っても消防法施行規則というものがあるんで、ここで以下消防性、
0:48:34	法施行規則というふうに記載するのは、適切ではなかったなというふう、提出を考えてまして、この記載については消していただいて、開け負けさしていただいてですね。
0:48:49	この括弧Bの中で消防法施行規則と訳してる部分は、それぞれ、市第23条第4項、これを追記する形で、
0:49:00	修正させていただきたいと思っております。承知しました。いや同じことを今、パーツと見てぱっと気づいたんで、
0:49:10	大丈夫かなと思ってすいませんお伺いさせていただきました以上です。
0:49:15	規制庁の岩野です。他になければ、次の項目に移りますね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:20	続きは 14 ページのところ赤、
0:49:24	赤、文字のところの、
0:49:28	屋外とか重油タンクとかとあとトンネルのところの話なんですけど、
0:49:35	まず屋外については、今年の 2 月ぐらいからずっと整理をしてすでに整理済みだと理解をしています。一方でトンネルとか重油タンクのところについてはですね、
0:49:48	これ、基本設計方針案が出て、最近出てきたときに、同じ整理のところに、屋外と同じ整理のところにポンと入ってきていて、これ本当に同じ整理でいいんだんでしたっけっていうところをちょっと確認したいんですけども。
0:50:02	これまでちょっとこちらの認識としてはそのタンクとかトンネルっていうところは、一般のエリアと、
0:50:11	のと同じように、消防法施行規則に準じたような設置の仕方をするというふうに説明をされていたと理解していたんですけど、
0:50:22	何かちょっと認識のそごがあったっていうことですかね何かちょっと説明が変わったのであれば、
0:50:28	変わったとかもし認識の違いがあったのであれば、ちょっと説明をしていただきたいんですけども。
0:50:36	はい。関西電力吉田でございます。当初、こちらとしても、屋外は明確に消防法施行規則の対象外ということで、
0:50:46	別枠として設置方針記載してました。このタンクであるとか、トンネル、これは他の一般エリアと同じ中でですね、
0:50:59	記載するというので、最初、こちらも考えてたんですけども、実際にどこの場所が本当に消防法施行規則の
0:51:12	適用対象なんだというところで、
0:51:16	正確にちょっと検討したところ、こういった場所についても、屋外と同様の整理になるのではないかと、ということで、今、同じ場所に、
0:51:29	記載している次第です。
0:51:34	すいません規制庁のようです。そうすると何か整理を、今回変えたっていうそういう説明になるんですかね。屋外と同じ整理に。
0:51:44	抱えましたよっていうそういう説明になるんですか。
0:51:48	関西電力吉澤でございます。整理を変えた。
0:51:54	といいますか設計の考え方としては、極力消防法施行規則に準じた設計というところは、当初から何も書いてないんですけども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:05	どこに位置づけるかというところで、ちょっとこちらとしても、悩ましいところでありまして、今は
0:52:16	施行規則の適用対象ではないというところに、今分類して記載しているものでございます。
0:52:26	規制庁の米です。
0:52:30	これまで説明されていたところからしても実際のその設置の方法についてもトンネルと、あと重油タンクのところについては、
0:52:41	消防法施行規則に準じた設置をされているっていうことであればちょっとこれまでそういう説明をされていたところもあるので、そういう記載ぶりにはいかがかなと思うんですけど。
0:52:55	何か関西電力の方で、この点について、何か違う考えを持ったりされませう。
0:53:02	はい。関西電力吉澤でございます。
0:53:06	消防法施行規則に準じてというところは、何も変わってないので、記載をどのようにするかというところで、屋外
0:53:18	これまで適用対象外ということで、お互い認識合わせてきた屋外とはまた切り分けてですね、記載、
0:53:28	どのように記載するかというところはまた検討させていただきますけども屋外とは切り離したいと思います。
0:53:38	規制庁の今田です。承知しました。この点については皆さんから他に何かあります。
0:53:45	特段なければ、では、次に進みたいと思います。
0:53:51	すいません。それと同じ赤字のパラグラフのところですけど、ここのところで2行、3、3行目と4行目のところで、
0:54:00	床の感知方式及び熱感知方式の感知器を設置する設計とするすいませんこれあのタンクのところで水タンクのところですね、あと、海水管トンネルについては、
0:54:11	煙感知器方式を設置するとかっていうところでその方式の組み合わせが、この
0:54:19	設置の段階で出てきているんですけど、この方式の組み合わせとかってというのは選定のところに対応するものだと理解してたんですけど。
0:54:29	何かこの設置の組み合わせのところ、また選定のところに出てきちゃってるってというのは、何か、
0:54:35	行革両括弧Bの関係の中ちょっとおかしいような気がしたんですけど、この点はいかがですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:18	世話クニシてる。
0:55:31	はい。関西電力吉田でございます。紙資料の、
0:55:36	湯。
0:55:41	10、26 ページですね、26 ページに選定から設置までの全体設計フロー 3 分の 2 というものありますけども、
0:55:51	今、屋外と、タンクエリア、あと、トンネル、これについてはいずれも消防 法施行規則の適用対象外の場所と、
0:56:02	いうところで同じ括りで、まとめて記載しておりましたので、ちょっとこの 一連の選定から組み合わせを
0:56:15	検討して、
0:56:18	設置するまでの一連のフローとはまた別のフローで、設置方法を
0:56:26	決めていると、そういう流れに今なってます。ただ先ほどの話も踏まえて ですね、他のエリアと同様の
0:56:36	流れで流れるようにということであればですね、おっしゃる通り、この組 み合わせについては、
0:56:46	この感知方式の組み合わせについては(エ)の部分で決めていることな んで、ここであえて書くことではなくなると。
0:56:56	いうところで、ちょっとこの辺、
0:56:59	どのようにタンクエリア、あとトンネル、位置づけるかというところ、こちら でも検討させていただきます。
0:57:10	すいません規制庁のようです。ちょっとじゃあ何か私の
0:57:14	何か理解が違っていたのかもしれないんですけど、タンクエリアとか、屋 外も含めてですけど、
0:57:20	感知器の組み合わせとか、最初の 1 個何選んで次に優先し何選ぶか かっていうところは、あくまで両括弧Aの選定のところで、屋外だろうとなん だろうとは言っていて、設置についてだけが、
0:57:33	豆腐
0:57:35	屋外とかは、一番最初の分岐のところ、それで違う対応しますよって いうそういう構成になってると思ってたんですけど。
0:57:44	何て言うんすかね。
0:57:46	屋外とかはもう選定から全部何か別フローになっているようなイメージ で考えられていたってということですか。
0:57:56	関西電力吉田でございます。
0:57:59	おっしゃる通りその選定各行の部分については各エリア共通でその上 で括弧Bで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:09	場合分けといいますか、他の一般エリアと、
0:58:14	違うルートに行くというところを、
0:58:20	でありますんで、その差、別のルートで行くところについて、
0:58:27	燃料取替用水ピットとか復水ピットエリア、ここも別ルートでいって、ここに記載してあるのと同じレベルで、別の記載が要るのではないかと。
0:58:40	いうところで、今回、
0:58:42	向こうの適用対象ではないというところ、追加しておりますけども、項は、あえて追加する必要があるのかどうか。
0:58:53	というところも含めてですね。
0:58:56	ちょっと全体の流れ、考えて、整理させていただきたいと思います。
0:59:06	ちょっと孔の部分は、書き方は正直悩んで、悩んでる中でなんか簡単かなと思って書いてるのが実態なので、
0:59:18	今ほど吉澤が申し上げたように、ここに書くかどうかも含めて、ちょっともう1回持ち帰って、適切に修文したいと思います。はい。
0:59:34	規制庁西内ですけど。今のが最初に言った通り、ここは設置方法のパラなので、書かれるべきなのは設置法だけだと思うんですね。
0:59:43	踏まえれば、ただ消防法施行規則通りに設置はできないっていうのはもちろん対象外なので、それはもう書けないのは明確なんですよ。実際今やってることって何かっていうと、
0:59:55	ちょっとこれは表現が正しいかどうかちょっと置いといてです。要はせ、消防法施行規則に準じて設置しますみたいなことをやってるわけですよ。
1:00:02	ちょっと若干、
1:00:04	屋外は、
1:00:05	僕が、屋外は、
1:00:09	基本的にはやろうとしてるのでも、そういうことなんですよ。要は、発火元に対してオクっていうのは、結局その手段の一つであって、
1:00:20	要は
1:00:21	場所で発生する火災を漏れなく感知しようとしているっていうことは一緒なんじゃないですかそれ違うんですかね。
1:00:28	では下限に対してということちょっと消防法施行規則に準じてっていうのはちょっと言い過ぎだっていう表現なんですかね。そこら辺も含めて、検討いただいて、文章化していただければなと思うんですけど。
1:00:38	少なくともそういう話が書かれるべき書くのであれば、そういう話が書かれるべき部分ですよっていう理解をちょっとしてます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:47	すいません規制庁のようなですね、一応すいません私の個人的な考えですけど、消防法施行規則では道路に設置するってのはその網羅性が入っていて、
1:00:58	火災現に加減かげんに対して設置するっていうのは、その網羅性とは相入れないものだと思ってるので、消防法施行規則に準じた設置にはならないんじゃないかなと、個人的にはすいません、考えています。
1:01:11	そういったところもちょっと踏まえてですね、ちょっと整理をしていただければと。
1:01:22	岡沢市長の齋藤です。そこを直していただく際にもう一度火災防護審査基準の②のところで、
1:01:32	もう1回見といて欲しいんですね。何を見といて欲しいかっていうと、
1:01:38	網羅性のところはともかく、感知器と同等の機能を有する機器についてはっていうところで網羅性のところと、あと感知器、感知器症例の感動、
1:01:53	感度感知性能と同等以上の方法により設置することっていうふうに書いてあるので、その辺の趣旨を見ながらですね表現と説明等の調整をしていただければと思いますよろしいでしょうか。
1:02:08	はい。関西電力吉田でございます承知しました。
1:02:14	規制庁の岩根です。それとですね、
1:02:18	同じパラグラフの話なんですけども、
1:02:23	この前回までは、火災感知器の設置する方法については派遣の直上に設置するとかっていう文言が入ってたと思うんですけど今回それが抜けていてそれはあれですかね、基本、
1:02:36	既認可の工認で、
1:02:39	どういふかり方をしているかっていうところと平仄をそろえて、そういう詳細な設置方法については書かないような、今の書きぶりになったとそういうふうな理解をしてよろしいですか。
1:02:51	はい。関西電力吉田でございます。この屋外であるとかタンクとかトンネル、これの設計については既工認には記載はなかった。
1:03:01	というのが実態でございます。
1:03:04	ですんで、一応最低限の記載にとどめたと、いうことで今記載させていただいてます。ただ設置方法について記載すべきというところはこちらも理解しましたので、
1:03:16	そういったことも含めて、記載を検討します。
1:03:21	はい、規制庁のようなですね説明について理解をしました。
1:03:25	あと、すいませんそれから次の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:28	このパラグラフについてはこれで以上にして次のパラグラフに行きたい と思います。
1:03:33	次の、すいませんピットエリアのパラグラフですけども、
1:03:39	このピットエリアのパラグラフは、すいません。
1:03:45	記入下の基本設計方針。
1:03:51	と比べたときに、ちょっと何かいろいろ理屈のところが書かれていろいろ 書かれていて、その理屈自体が大事なんですけども、
1:04:03	その基本設計方針に、これについても、
1:04:07	キリンカトウ の見比べたときに、同じなんていうんですかね、
1:04:13	て書き方の程度感として、適切な程度感になっているかっていうところ も、ちょっと前回、し確認しきれていなかったのも、ちょっと今回、改めて 確認をさせていただきますけどちょっとそういったところもですね、
1:04:28	検討をお願いします。
1:04:31	特に、
1:04:32	考えてるのはその一つの火災区域でありってところから、
1:04:37	火災が継続することはないためってところのこのおっきなところは、 やはり関われなきゃいけないのかどうかっていうところですね、何かそう いったところのちょっと検討をお願いします。それからすいませんもう1 点ですけど、
1:04:50	笠井衛藤。
1:04:53	4、5行目ぐらいからのところの、火災が継続することがないためって書 いてあるところで、その火災が継続することがないっていうふうに、言い 切って良いのかどうなのか。
1:05:05	ていうところも含めて、
1:05:08	考えるとこの、さっき言った範囲ですね、が、本当に書かれなきゃいけな いのかってところのちょっと検討をすいませんがよろしく願いしま す。これについて、すいません、ご理解いただけますでしょうか。
1:05:23	はい。関西電力吉田でございます。このピットエリアについては整理表 で整理した内容をそのまま基本設計方針に、
1:05:33	今記載しております。ただ既工認等の記載のレベルを見た時に、かなり 細かいところまで記載していて、少し書き過ぎ感もありますんで、
1:05:46	記載レベルについてはですね、機構に確認して、
1:05:51	記載をどこまで書くか、考えたいと思います。
1:05:56	規制庁の岩野です。承知しましたよろしく願いします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:00	そうですね。基本設計方針のところについては私からは以上なんですけど、他に、規制庁側から何かあればお願いします。
1:06:13	規制庁西内ですけど。
1:06:17	ちょっと、まずは言葉の定義的なところだけ確認したいんですけど、11ページのところ、ちょっと1個だけすみません確認忘れてましたすみません戻っちゃうんですけど。
1:06:27	衛藤。
1:06:28	11 ページで火災感知設備の話が始まって、
1:06:33	火災感知器の選定っていう(エ)のタイトルで始まりますよね。
1:06:37	火災感知設備のうち火災感知器って始まりますよね。
1:06:43	で、
1:06:44	その次のところの同じパラグラフの下から3行目の主だと、ここ各感知器ってなるんですけど、まず、火災、
1:06:53	感知設備っていうものは、火災感知器と、
1:06:58	検出装置の二つから構成される言葉と思えばいいんですかね。
1:07:05	関西電力吉田でございます。そういう意味合いで、火災感知器という言葉を使っております。
1:07:14	規制庁西内です了解しましたその上で最初に最後に言った感知器っていうものは、火災感知器とイコールと思えばいいんですかね。
1:07:24	関西電力吉田でございます。感知器については、火災防護審査基準で書いてある感知器についてはという感知器、
1:07:35	なので感知規格検定品という、
1:07:39	ことで、記載します。
1:07:42	すみません規制庁ニシウチですけどちょっと頭が若干こんがらがっていたと思ったんですけど、あれ、
1:07:48	火災感知器イコール検定品ではなくて、火災感知器の中に検定品と非検定品があるんですしたっけ。
1:07:55	はい。関西電力吉田です。今の用語の定義としては火災感知器というものの中に感知器と検出装置、
1:08:10	感知器網場検定感知器、検定品の感知器と、
1:08:17	禁止装置、それ、
1:08:21	火災感知器はそれらをおお戸フクマ含めた記載に、
1:08:28	今してます。
1:08:30	ちょっと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:32	すいません関西電力霞ヶ関物のクマクラですけども、1点ちょっと補足させていただきます。火災感知器
1:08:40	というのを、中には感知器と検出装置のこの二つがあります。感知器は検定比のものです。検出装置は、光ファイバーであったり、そういった類のものを表しています。
1:08:54	enishさんが一番最初に言った火災感知設備なんですけれども、これは火災感知器と火災受信機盤と、
1:09:02	入っております。ちょっと1点補足です。
1:09:06	規制庁に手術理解しました火災感知設備とか、火災感知器の部分の間関係がちょっとよくわかってなかったのが今のでしっかりいきました。ちょっとよければなんですけど、
1:09:17	審査書のどこかに中津市図示して落としておいてもらってもいいですか今の用語の定義を。
1:09:23	はい。
1:09:24	熊倉です。検討させていただきます。
1:09:28	記載する場所はどこでもよくて各、簡単なものでいいので、ちょっとどこかに明記しておいていただければ幸いですちょっとこのパラ読むだけでもですね、感知設備と、
1:09:38	この深津火災感知器と感知器が出てきて、ちょっとなんか毎回迷うんですよね。
1:09:44	多分常に見てらっしゃる方からすれば何かすごく普通に読めるんだと思うんですけどぱっと見たときに何か、何だっけっていうふうにも言ってしまうのでちょっとどこかに明確に残しておいていただければというのが一つで。
1:09:56	もう一つが、
1:10:01	もう一つが、少々お待ちください。
1:10:39	関西電力原子力事業本部嶋でございます。先ほど来ですね齊藤市長からもコメントいただきましたように、基準ではですね感知器等ということで感知器と検出装置、
1:10:51	それらオカノくった表現にされてまして、私どもが今回の説明の中でですね、火災感知器と称してるところは、感知器と検出装置としてのちょっとその域なんていうんでしょう。
1:11:04	定義のところですね、読み取りにくいというところで、今の議論なっていると理解しておりますので、検討させていただきます。
1:11:13	はい。規制庁西内ですよろしく申し上げます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:17	ちょっと思い出しましたすいません。もう1点なんですけど、12ページのところで、
1:11:23	ちょっとこれも若干すいません頭がこんがらがってきたので、改めて確認してるだけなんですけど、火災感知器の設置方法のところの一段落目の2行目のところで、
1:11:35	設置の段階で、環境条件、括弧水蒸気の影響とかを考慮して書いてるじゃないですか。あれ、この環境条件って、イロハニと同じことでしたっけ。
1:11:47	これは何の環境条件でしたっけ。
1:11:52	はい。関西電力吉澤でございます。これは、イロハニというものを、
1:11:59	意識して、この四つ、
1:12:05	にしてそれプラス空気の流れというのを追加しています。
1:12:09	規制庁西内です。まさに追加した空気の流れっていうのは保安水準、
1:12:15	適用する時に、どういうふうに設置するんですかっていう時にはいわゆる現象論とかをとらまえて設計するのでこういった環境条件というのを考慮して設置するんですそういう趣旨ですか。
1:12:25	はい。関西電力吉田でございます。その通りでございます。
1:12:32	規制庁西内です。
1:12:37	ちょちょっと思ったのがですね、ここの一段落目は、消防法施行規則に基づき設置する設計とするっていうパラですよ。
1:12:47	それを踏まえると、今の話ってここで出てくる話なんでしたっけっていう気が若干しててですね。
1:12:54	何か、そもそもまず一段落目は消防法施行規則に基づき設置します。正しい下の環境条件に該当する場合には保安水準を満足するように設計します。
1:13:03	ね。その保安水準を満足する設計の時に空気の流れってのができてくるんですけど、それは早く高温水準を設計するせ、達成するようになっていうその中に含まれる話なので、
1:13:14	何か
1:13:16	今の話を聞く限りは何かこの段落で書かれる理由がよくわからなかったっていうところなんですけど。
1:13:23	ちょっと1度確認いただいて趣旨をもう1回確認いただいた上で必要性があれば残しておいて、必要があれば削除いただければいいのかなと感じます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:32	はい。関西電力吉澤でございます。承知しました。環境条件ただし書きの部分にも環境条件というのがあるんで、この使い分けですね。
1:13:43	それを整理して、記載を適正化させていただきます。
1:13:51	規制庁の今野です。ここまでで、すみません基本設計方針について他に何かありますか、あと鈴木さんから。
1:13:59	何かあればお願いします。身長スズキです。
1:14:03	すいません今の空気の流れんところは、ダクトの吹き出しとかあるから、関係あるかなとかって、若干思ったんですけどその辺を考えていただいて、
1:14:12	ちょっとすいません屋外の話と、
1:14:15	燃取用水ピット復水ピットの記載の話。
1:14:20	いや、皆さんが何を話されてるのかさっぱりわからなくてですね。
1:14:25	先にまず、燃取用水ピット復水ピット、
1:14:32	くだりですね 54 ページのところ、これ感知器の
1:14:37	を設置しない設計とするっていうところは、
1:14:41	剛性としては、両括弧 2 ポツ、
1:14:48	にかかっている。
1:14:50	内容だと理解していて、
1:14:53	だから、両括弧両括弧Bと関係ない。
1:14:57	その 1 個上の段のところだと思ってるんですね。だって、
1:15:01	何でそういう話なのかっていうと、
1:15:06	15 ページのbポツ消火設備のところでも、
1:15:11	同じように、
1:15:14	消火設備を設置しないって書いてあるので、
1:15:17	ここの並びだよなって思っていて、
1:15:21	一方で屋外の花Cはさっきから何か議論になっていてそれは両括弧Bなんですか、両括弧。
1:15:30	Aは関係ないんですか的な話を。
1:15:33	されていて、ただ、両括弧Aはまず、11 ページの、
1:15:40	職場の環境条件の中に夫婦の影響ってこれ屋外の話だろうし、
1:15:46	それから、その同じページの下側の、
1:15:51	誤作動防止のところの外向の影響も屋外の話だし、組み合わせでも結局また工夫の影響とか出てくるので、
1:16:01	これ屋外の条件ですよえと。
1:16:05	両括弧Bの話は屋内に限った話ですって先ほど関西電力から話が、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:11	あったので、そこで、両括弧Bは、
1:16:16	屋内だけじゃなくて屋外のことも、
1:16:18	言及するというのであればそこは設置だけの話なのかなっていうふう に、
1:16:25	理解したんですけれども。
1:16:27	ただ一方で先ほど関西電力から近隣間においては、屋外の話は記載し てなかったって言ってたんですけど、
1:16:36	いやでも環境条件の話はもともとあったはずで、環境条件の中に外構 の話とか封の話ってのが、もともとがなくて今回改めてその環境条件と して追加したってことを、
1:16:49	なのかなって今説明を聞いてて聞こえたんですけれども、この全体構成 として、
1:16:59	両括弧両括弧Bを分けたことでなく、
1:17:03	ごちゃごちゃになっちゃっただけなんじゃないかなと思うんですけど。
1:17:07	そこは気金かと。
1:17:10	同じような座りに現状な。
1:17:13	金基本設計方針で終わるような座りになっているという説明なのか、い やその座りを変えたんですってことなのか、これどっちなんですかね。
1:17:29	はい。関西電力吉澤でございます。
1:17:32	霞ヶ関分室、わかりますでしょうか。
1:17:39	はい、関西電力勝見勝木リースクマクラです。
1:17:43	既工認における記載なんですけれども、笠井菅今野選定のところに書 いてあるような、記載というのは既工認では書いていてその具体的な設 置方法ですね
1:17:54	アマハ下限に対して設置するですとか、そういったところは既工認で は、書いていなかったの、今回の申請にて、具体的に記載している というものです。
1:18:15	規制庁杉です。だから両括弧Bは新たに書いてそこは屋内に限定して 書きましたってことを今言いたかったってことですか。
1:18:35	安西電力クマクラです。
1:18:38	両括弧Bの記載なんですけれども、
1:18:41	今回この、
1:18:44	本来、
1:18:45	も含めて、記載をしているものです。
1:18:53	規制庁宗です。そうすると、両括弧M両括弧Bも、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:57	屋外屋内、
1:19:01	両方とも書いてあって、両括弧Aについては屋内屋外をこう区別することなく書いてますと、両括弧Bは、
1:19:10	消防法施行規則の 23 条 4 項の話が出てくるので、そこは屋内と屋外を分けて書くようにしました。そういう意味ですね。
1:19:21	はい。関西電力熊倉です。今おっしゃっていただいた通りの整理で(エ)の方は屋内屋外分けずに記載をしております括弧Bのところは、今回屋外のところを徳田して、
1:19:32	記載しているというところです。
1:19:35	はい、規制庁スズキ理解しました。そうすると金貨との、
1:19:39	横並び見たときに、既認可においては屋外は説明してなかったって先ほど口頭で言ってましたけど、そこは本当に屋外は記載してなかったんですかね。
1:19:55	関西電力熊倉です。具体的な設置方法としては、明記されていなかったと認識しています。規制庁杉さんそこを聞いてるわけじゃなくて、
1:20:05	環境条件というワードは入ってたはずなんですよねもともと。
1:20:10	品管の基本設計方針においても、
1:20:18	はい。
1:20:18	関西電力小中です。そ、その通りです。
1:20:22	規制庁数でそうすると、
1:20:25	この環境条件として具体的に考慮しなければいけないパラメーターが、
1:20:32	今回、
1:20:33	改めて、
1:20:35	見てみた。
1:20:37	環境条件のナカノふうの影響だとか外構の影響だとかってところが、
1:20:46	今回の申請では追加されたのか、いやそれとももともと入っていたのか。
1:20:53	どっちなんですかね。はい。関西電力熊倉です。もともと考慮し、しているものとして、認識しております。
1:21:01	なるほどそうすると、
1:21:03	ポツの感知機感知器の設計の話のところにおいては、
1:21:10	屋内も屋外もももとは、
1:21:14	考慮事項として書かれていて、それが明示的に読めるようにはなっていないけど、そこは書いてありましたと。今回も、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:26	そこは分けることなく、
1:21:30	してる。
1:21:31	時点D5 作動の組の防止、組み合わせのところでも、屋内屋外両方とも書いてあるし、設置のところでも、
1:21:42	書き方は別としても、
1:21:44	屋内も屋外も書いてるから座りは変わってないはずですからそういうことですね。
1:21:50	はい。関西電力熊倉です。今回明記したことによってすわりが変わってはいないと、そういうふうを考えております。
1:21:57	わかりました。私からは以上です。
1:22:10	関西電力原子力事業本部嶋でございます。ただいまちょっと口頭でのやりとりで、補足をさせていただいておりましたが、今回提示させていただいております資料がですね、
1:22:22	左側が審査会合時点、これまでにいろいろ議論を重ねてね直してきた基本設計方針、これをヒロイ側に置いておまして、
1:22:31	見直しの方向性ということで真ん中をご覧いただいている括弧でございますので、今ご質問いただいておりますように、再稼働時の既工認というものをちょっと左に置いたものとですね、
1:22:43	対比するものをですね、ちょっと頭の整理として、確認できるようにということを整えてみたいと思っております。その後、確認が薄いより進むのではないかと思った次第でございます。
1:22:59	はい。規制庁鈴木です。そこは
1:23:06	新規制の移設工事の基本設計方針と、
1:23:11	つまりが変わってしまうと、ほかの感知器どこだけじゃなくて他のところとの兼ね合いがあるので、そこは変えないほうがいい、いいと思いますから。
1:23:21	そういった観点でしっかり確認をしていただいて、据わりは変わってないってことは見といてください。私から以上です。
1:23:30	すいません規制庁の岩間ですちょっと説明をお願いしたいんですけど、座りって言ってるのは具体的にどの、何の話をされてますか。
1:23:41	規制庁鈴木です。
1:23:44	感知器設計のところは、
1:23:46	屋外屋内書いてあるけど、他んところは屋内しか書いてないですとかっていう話になると、火災防護全体として、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:54	バラバラになってしまうので、ちゃんとそれは火災防護としては屋内も国も両方とも基本設計方針に書いてあるんですっていうのであれば発生防止から感知消火から、
1:24:05	影響軽減のところまで全部 1、1 年通り、同じように、屋内も屋外も隔てることなく、
1:24:14	書いてあるもしくは隔てるのであればここそれぞれ書いてありますっていうふうにしといてくださいって言います。
1:24:23	はい。規制庁の岩根です。そういう意味で言うと、既認可のときから含めて、感知器、石棺火災感知器って書いてある項目の中には、
1:24:32	屋外も含めて書かれていたものなので、明記に屋外はこうすると書かれてなかったんじゃないんですけど、
1:24:39	こういう設置組み合わせで設置する設計とするとするっていうふうな中で、屋外を含めて書かれていたので、
1:24:47	感知器の中に両方入ってるっていうと殺すっていうところが座りなのであればそれは変わってません。
1:24:52	何か李、共通認識はえられたと思ってよろしいですか。
1:24:58	はい、鈴木です。それで結構です。
1:25:04	規制庁西内ですけど若干ごめん自分の理解のためもあるんですけど、
1:25:10	ちょっと今の話をちょっと確認したいんですけど。
1:25:13	まず、新基準の段階では、そもそも(エ)括弧Bっていう形で選定設置で分かれてませんでしたと。
1:25:20	屋外についてどう書かれてたかっていうと、いわゆる選定のときの今で言う選定との時に考慮すべき環境条件というものを、もちろん書かれてましたよと。
1:25:29	で、具体的な設置方法の方は、書かれてたかっていうとそもそも設置方法って多分火災バックフィットで具体化したような部分なので、もともと明確に書かれてませんでしたっていうのがまず屋外に対しての状況でしたと。
1:25:41	ここまでは同じ理解で合ってますか。
1:25:45	規制庁の、
1:25:47	すいません規制庁鈴木さん、同じくやっていますか。
1:25:53	スズキですすいません新規制のときの基本設計方針は見てないので、
1:25:58	それでいいですかねって言われてもちょっとわかんないです。はい。江藤、すいません今話をやりとりをされてたと思うんですけどやりとりされてた限りにおいては同じ理解で大丈夫ですかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:10	はい規制庁水です関西電力が説明してた内容の通りであれば、それでいいです。はい。了解です一応今私横目に見ながら確認してるのは特に間違っていないとっていて、その上で今回は、
1:26:22	って話になったときに、括弧の選定の方は、今の現状の記載で要は両方とも屋外も含んでいって選定する流れになっていると。
1:26:32	で、設置方法の方については、
1:26:35	最初のパラグラフの方にも消防法施行規則通りは設置できないので、中標津が聞いて、準じてなのかわからないですけど、何ヶ所の設置方法が屋外に分かれるもの。
1:26:47	というふうに何か私現状理解してるんですけど同じ理解ですかね。
1:26:54	はいスズキですそうだと思います。
1:26:56	規制庁西内です理解できましてありがとうございます。私は特にありません。
1:27:03	規制庁のイワノです。関西電力からもこの点については他にありませんかね。
1:27:10	何か確認しておきたい点があったら、確認をしておいていただいた方がいいかなと思う。
1:27:15	よろしいですか。
1:27:17	LC。
1:27:20	あ、えっと霞が関分室も、特にないですかね。
1:27:27	関西電力熊倉です。屋外のところの記載については、本日ちょうどしたコメントもありますので、その点も踏まえて、記載を検討させていただきたいと思います。
1:27:40	それでは関西電力特にございません。
1:27:45	規制庁のようなやつありがとうございます。それでは基本設計方針の関係はこれで以上にしたいと思います。すいません最後に、連絡経営資料の最後のページですね。
1:27:57	27 ページのところでちょっと1点だけ確認を。
1:28:01	して、今日確認が終わらなければちょっと次回以降のところでちょっと説明をしていただきたいところがあってですね。
1:28:09	資料 27 ページのフローのところで、
1:28:12	えっとですね、一番下の、
1:28:14	ところの黄色の枠が込みのところ、
1:28:17	どちらでも、煙でも熱でもどちらでもいいんですけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:21	アナログ式の煙感知器を設置可能な取付面に設置プラス隣接エリアの火災感知地域を兼用って書いてあるところで、具体的なエリアとして、
1:28:33	加圧器加圧器の所、加圧器室の上部っていうのが入ってると思うんですけど、
1:28:39	これって香月 1 増分はこの、
1:28:44	取付面とかのがあるかどうかっていうところの項目に入ってくるんですけど、
1:28:49	っていうところをちょっと確認させてください。
1:28:51	前回、前回じゃなかった、すいません、5月17日の審査会合資料の、
1:28:57	等を私見ながら、今お話をしてるんですけど、その横紙の日整理表ですね、その日整理の中では、加圧器室の上部は取付面の高さが消防法施行規則で、
1:29:10	規定される高さ以上のものっていうのが、
1:29:13	というふうに、環境条件のところ整理されていて、これは熱と煙どちらも同じですと。
1:29:18	で、その5月の17日の審査会合から加圧器室のところについては、何も話をしていないはずなので、その整理は変わってないと理解をしていますこれは、単なる書き間違いであれば、
1:29:31	書き間違いですというふうに説明していただいた上でちょっと資料の方の修正をお願いしたいと思います。
1:29:38	これについて、すぐ答えられるのであれば、ちょっと回答していただいて、もしちょっと持ち帰って確認しますということであれば、ちょっと次回以降ちょっと確認をお願いします。
1:29:51	はい。関西電力遊佐でございます。ちょっと整理表の方、再度こちら確認させていただいて、もし、この流れ間違っているのであれば、
1:30:02	ちょっと適正化させていただきます。
1:30:06	規制庁の今野承知しましたこの点はちょっと次、事実関係のところから確認をお願いします。これまでちょっとヒアリングの主な内容については、
1:30:17	以上にしたいと思いますが皆さんからほかに何かあれば。
1:30:21	特にはないですかね。ありがとうございますちょっと、次のヒアリングをしていくこともあってですね、ちょっとホワイトボードについてはちょっとすいません省略させていただいてもよろしいですか。はい。すいません。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:32	最後にですね今後のスケジュールといいますか、7月末に補正をされるということになるので多分これを踏まえた補正をいつ提出されるのかどうかっていうところになるかなと思うんですけど。
1:30:46	何かめんどとか考えとかを回答していただいてもよろしいですか。
1:30:50	関西電力の駒井でございます本日ありがとうございます。
1:30:54	本日の内容で大体記載イメージ固まりだと思っております。ですので7月中の補正可能だと思っております。
1:31:05	目標といたしましては、
1:31:07	27とか28とか、
1:31:11	というのを今のところ念頭に置いてください水木ぐらいを念頭に考えてございます。
1:31:21	はい。規制庁の今野です。承知しました。ちょっと庁内での連絡とかもしなきゃいけないので、曜日が金曜日と時間が決まったら速やかにお知らせをいただけますと幸いです。
1:31:32	これについてすいません、僕、調査官の方から、
1:31:36	全体のスケジュールとか踏まえて、
1:31:39	何か
1:31:40	こともあります。
1:31:41	今、28、27から28に補正を出されると、そういう回答があったところです。
1:31:54	はい。規制庁の伊ワノです承知します奥調査官の方から特に何もコメントはないということで
1:32:01	ことですと。
1:32:03	わかりました。じゃあ、次は資料提出というよりかは補正を出してもらっていうところですかね。
1:32:11	はい。補正を出してというふうに考えてございます。
1:32:43	ちょっとすいません今社内で話をしまして、
1:32:47	ちょっと可能かどうか、教えて欲しいんですけども。
1:32:50	大体イメージは固まったつもりであるんですけども、念のため、来週の前半に一度ヒアリングをさせていただければ、
1:33:01	より確実な補正ができるのではないかなとは思ってまして、
1:33:06	2、例えばですけど、26とか、
1:33:10	2、
1:33:11	セットいただくことは可能なのでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:16	はい。規制庁の矢内です日程について調整をしたいと思います。ちなみにその場合資料みたいなのはいつ提出できるかっていうところはどうなります。そうですね。はい
1:33:30	今日、
1:33:35	であればはい。ですね我々考えているのは、26まで脳がリミットで27になっちゃうと、ちょっと今月は厳しいかなと思ってのんです。なので、25なんです2526なんですけども、
1:33:51	25っていうのはちょっと機微我々の準備として厳しいかなと思って、
1:33:56	ちょっとあの日を特定してしまってるんですけども、ちょっと日程調整26年日程調整。
1:34:03	していただくのが我々の希望です。はい。
1:34:06	規制庁のようなです。日程については想定しましたこちらでちょっとちょ、日程をちょっと調整させていただいた後で事務的に、凍結支社を通じて連絡をさせていただければと思います。
1:34:18	それで26に、もしヒアリング入れていただければ、29、
1:34:26	#NAME?
1:34:27	をイメージしていますはいですから先ほどの2728というのは、ちょっと訂正させていただきます。はい。
1:34:36	はい。規制庁の今野です。承知しました。
1:34:39	この点、スケジュールの関係で他に皆さん、何かありますか。
1:34:44	特段なければ、
1:34:46	すいません資料の方またちょっと資料すいません、ちょっと確認ですけど、25に提出されるんですかそれとも当日提出みたいな感じで25目指します、25目指します。はい。
1:34:57	はい。失礼しました。規制庁のようなですねそれではまず資料の修正提出の方、よろしくお願ひします。それではこれで本日のヒアリングは終わりたいと思います。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。